

公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、週3日以上この法人に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤理事及び評議員会で承認を得た非常勤理事の職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員は、無報酬とする。
- 3 常勤理事の退職にあたっては、当該理事の任期に応じ、第4条第2項に規定する退職手当を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 この法人の常勤理事及び評議員会で承認を得た非常勤理事の報酬額は、別表第1「常勤理事及び評議員会で承認を得た非常勤理事の年間報酬額」に定める金額以内とし、理事会において決定するものとする。

- 2 常勤理事に対する退職手当の支給は、評議員会で決定し、別表第2「常勤理事退職基準」によるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益法人の設立登記の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前にこの法人の常勤役員に就任した者に対する退職手当については、旧規程第3条3項及びこれに関する附則による額を合算して支給するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、2020年6月29日から施行する。ただし、改定後の第4条第2項別表第2の基準月額及び在職年数の計算は、公益法人設立登記日の2012年4月1日から適用し、改定前に既に常勤理事に就任した者は、当該改定前に就任した期間を含めるものとする。

別表第1 常勤理事および評議員会で承認を得た非常勤理事の年間報酬総額（上限額）

常勤理事	1,200 万円
評議員会で承認を得た非常勤理事	600 万円

別表第2 常勤理事の退職手当の算出基準

基準月額×在職年数

1. 基準月額は、在職期間中の毎月の報酬月額を累計し、在職月数で除した平均の額とする。ただし、在職月数に1月未満の端数が生じたときは、15日以下を切捨て、16日以上は切り上げるものとし、当該金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
2. 在職年数は、就任の日から起算して暦に従って計算するものとする。ただし、1年未満の端数は月割りとし、1月未満の端数が生じたときは、前項ただし書きの在職月数の端数処理に準じるものとする。
3. 退職手当の額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。